

手話動画を市公式 YouTube に掲載

手話にふれてみませんか

令和3年3月26日
京丹後市役所

市では、平成31年3月に「手話言語条例」「障害の特性に応じたコミュニケーション促進条例」を制定しました。この2つの条例は、障害のある人もない人も地域の一員として安心・快適な日常生活及び社会生活を営むことができる「共生社会」の実現を目指すものです。

この取組の一環として、市民の皆様にも広く知ってもらうべく、京丹後市聴覚言語障害センターの協力を得て、市公式 YouTube に手話動画を掲載することとなりました。

■目的 手話にふれることで、心にあるバリアをなくし、障害のある人もない人も暮らしやすい地域を目指していく。

【詳細】

■掲載 令和3年4月1日

■媒体 市公式 YouTube

■内容 曜日や数字などの単語
日常生活で起こりうる出来事に遭遇した場合のサポート

■問合せ 京丹後市健康長寿福祉部障害者福祉課 TEL0772-69-0320
京丹後市聴覚言語障害センター TEL0772-62-5529